

議員提出第 7 号議案

防衛装備移転三原則の運用指針の見直し及び厳格化を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

提出者	府中市議会議員	稲	津	憲	護
賛成者	〃	渡	辺	し	ょう
	〃	西	村		陸

防衛装備移転三原則の運用指針の見直し及び厳格化を求める意見書

政府は、令和8年4月21日の閣議と国家安全保障会議で、防衛装備移転三原則と運用指針を改定。国産装備品の輸出を「救難・輸送・警戒・監視・掃海」という非戦闘目的の5類型に限定してきた枠組みを撤廃し、ミサイルや戦闘機、護衛艦、潜水艦などの殺傷・破壊力のある装備品輸出も原則可能とした。

平和国家としての在り方に関わる歴史的な政策の大転換であるにもかかわらず、国会での議論を経ずに閣議決定をした政府の姿勢は、国民不在と言わざるを得ない。

日本を取り巻く安全保障環境は、近年厳しさを増している。完成品の移転は、地域の抑止バランスや緊張に直結するにもかかわらず、武力紛争当事国への移転を可能とする例外規定の基準や例示が極めて曖昧であることや、国会の関与が輸出決定後の事後通知にとどまることなど、歯止めが不十分な点も重大な問題である。

府中市は、昭和61年8月に府中市平和都市宣言を制定し、令和8年に40周年を迎える。同宣言は平和憲法の精神を遵守するとうたっており、今回の政府の決定は、同宣言が掲げる理念に相反するものであり、未来の平和構築に大きな障壁となるものと考ええる。

よって、府中市議会は、国及び政府に対し、以下の事項に取り組むよう強く求める。

- 1 憲法の平和主義の理念と国連憲章の遵守の堅持
- 2 平和外交への影響評価と国際的信頼の堅持
- 3 防衛装備移転の目的拡大と国会での説明責任
- 4 海洋安全保障分野における限定的見直しの検討
- 5 憲法の平和主義並びに国連憲章に基づく防衛装備移転の厳格化
- 6 武器完成品の移転に伴う政府・国会の重層的関与と厳格審査
- 7 移転の戦略的基準の策定と目的外使用を阻止する厳格な運用
- 8 国会論戦を通じた国民理解・納得と移転審査の透明性の確保

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 22 日

議 長 名

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官